

平成23年 12月 定例会(第4回) 会議録(抜粋)

◆15番(真船和子君) 皆様、おはようございます。議長の指示によりまして、公明党を代表し一般質問いたします。

初めに、市長の政治姿勢について、平成24年度予算編成方針に基づき何点かお伺いいたします。

その第1は、習志野市の今後の財政運営であります。新年度予算編成に当たり、11月1日に市長からは議会や市民に対して平成24年度予算編成の基本方針が示されております。その方針の中で、市長は平成22年度決算状況を端的に次のように指摘しております。「平成22年度決算では5年ぶりに実質単年度収支が黒字に転じたものの、国の財源対策による地方交付税の増収が主な要因であり、本市の財政構造の抜本的な改善が図られたとは言い難い」と言われております。

そこで、私は、今後の財政予測を考えてみますと、東日本大震災による生活基盤の見直しや円高による経済不況などの影響から、本市の市税収が大きく増加するということを想定して予算編成することは困難であると考えます。また、歳出面では、公共施設老朽化の問題、復興財源の問題、扶助費増加等の問題等、喫緊の課題の財源確保の問題が重要テーマであります。

市長も平成24年度の財政見通しについて厳しい見通しを持っているようですが、今、地方公共団体は、自立性を持った地域主権の主役として、大きな期待が寄せられております。地域主権時代にふさわしく財政見通しを見据えて、安全かつ良質なサービスを確実、効率的、適正に市民に提供していくといった観点からも、多角的視点からの行政改革を進めていくことが、地方公共団体には求められているのではないのでしょうか。

私は、現下の厳しい財政状況において地域主権社会を確立するためには、平成24年度以降も、地域の実情に応じた新たな財政計画を、市民協働事業としての計画を策定し、その実行に取り組み、効果と効率性の運営に努めることが重要であると考えます。

そこで、平成24年度の本市の厳しい財政状況についてどのように分析し、予算編成に反映させるのか。また、歳入歳出の具体的な取り組みをお伺いいたします。

その第2は、本市の復興まちづくり実施計画について、その内容と方向性についてお伺いいたします。

その第3は、防災対策について、地域防災計画の見直しと放射線問題について伺います。放射線問題につきましては、再質問でお伺いいたします。

現在、東北を初めとした各被災地では、本格的な復旧・復興を急いでおります。全国の自治体は、今回の大震災のさまざまな教訓を踏まえ、既存の防災対策を見直す動きが活発化しております。そうした中、我が党は、公明党の国会や地方議員を中心に、女性の視点で既存の防災対策を見直すとともに、新たな対策を検討するため、658の自治体から御協力をいただき、被災者側に立った女性の視点からの防災行政点検に取り組みました。

先日、記者会見で、座長の松参議院議員がその内容を発表しております。我が国の災害対策の根幹をなす防災基本計画には、2005年に、女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、2008年には政策過程における女性の参加が明記されました。しかし、今回の東日本大震災では、例えば避難所では、女性が、着がえる場所がない、授乳スペースがないなどの声が公明党に多数寄せられました。また、女性衛生用品や化粧品、乳児のおむつ、アレルギーの方のための食品

など、支援物資の不足も目立ち、災害時における女性の立場からの支援の大切さが改めて浮き彫りになりました。女性の特徴は、地域に人脈のネットワークを築き、地域の実情をよく知っております。介護や子育てといった具体的な経験を通して、生活者の視点を持っております。私は、こうした女性たちの力が発揮できるような防災上の観点からの仕組みづくりが必要であると思います。そこで、私は、本市の防災会議への女性の積極登用、防災部局と男女共同参画との連携強化で女性の意見を地域防災計画に反映させる取り組みを提案いたします。

次に、地域の防災拠点となり、市民の避難場所である学校の防災機能を早急に強化・整備していく必要があります。防災部局と教育委員会との連携強化できる体制の構築が必要です。以上の観点から、今後の防災対策について伺うものであります。

その第4は教育行政であります。

平成23年第3回定例会で、私は、文部科学省の東日本大震災を踏まえての緊急提言を紹介し、小中学校の耐震化について早急に取り組む必要性を訴えさせていただきました。当局の答弁は、当初の学校施設整理計画より2年前倒しの平成26年度までに100%の耐震化率とする前向きな答弁をいただきました。当局の御努力に敬意を表するものであります。

国では、平成23年度第3次補正予算と平成24年度予算で、さらに学校の防災機能強化と耐震化の事業が一層推進されます。

ところで、今回の大震災では約2万人近い方が犠牲になっております。とうとい命を犠牲にしたその方たちに報いるためにも、これから自治体としても、また本市としても何をすべきかは明確であります。その思いを政策であらわし、勇気を持って遂行していくことが今の私たちに課せられた責任ではないでしょうか。命を守ることはすべてに優先しなければならないという信念で取り組む必要があると思います。改めて、教育委員会に要望いたします。速やかな学校の安全確認とともに、耐震化への取り組みは積極的に進めることを強く要求いたします。

一方、文部科学省では学校トイレ改善の取り組み事例集を発表しました。事例集では、学校トイレが、学習の場、生活の場である。学校としてふさわしい快適な環境で、長く使われ続けることが望まれると明記されています。平成24年度予算編成方針に、小中学校の耐震補強対策等、安心快適な教育環境整備を推進することとあります。具体的な取り組みをお伺いいたします。

その第5は、保健福祉行政についてお伺いいたします。日本社会は、今、地域や職域、さらには家庭における人間的なつながりが薄れ、暴力、虐待、いじめなどが日常茶飯に起こり、結果として、事件や自殺、ひきこもり、不登校、心身症、そしてうつ病などが多発している状況であります。特に、介護の問題は、高齢化に伴い、寝たきりや認知症の高齢者がふえる中で、解決すべき喫緊の課題であります。このように、核家族化が進行し、加速度を増す高齢化率の潮流に、今までの福祉で対応できないいわゆる新しい福祉政策に適応する視点を持ち、地域福祉の基本である公助や共助の体制を強化し、多面的な側面からのセーフティネットの機能強化を図ることが重要であります。

そこで、市長は、重点事項の5番目に、「待機児童対策、高齢者福祉、障害者(児)福祉等の充実及び保健・医療施策の充実により、あらゆる世代が健康で笑顔で暮らせるまちづくりを推進すること」と言われていますが、具体的にどう取り組まれるのかお伺いいたします。

そこで、大きな課題である1点目、女性と子どもの命と健康を守る視点からは、私は、子宮頸が

んワクチン、ヒブ・小児肺炎球菌ワクチンの公費助成を継続するべきであると主張いたします。子宮頸がんは、国内で年に、約1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなっております。近年は、20歳から30歳に患者が急増しております。唯一、ワクチン接種と検診で予防できるがんであります。ヒブは年に1,000人が発症し、肺炎は年に約12万人もの人が亡くなっており、その原因の一つには肺炎球菌によるものという報告があります。小児感染症の細菌性髄膜炎の場合も、肺炎球菌が原因と言われております。両者はいずれも初期症状がインフルエンザと類似しているために感染しやすく、この実態から見ても決して楽観視できない重篤な病気であります。

次に、介護の問題であります。全国で、介護施設の整備が追いつかず、入所できない高齢者が増加しており、施設待機者は本市においても約460人の方が入所待ちをしている状況であります。今後、高齢者人口がふえてくる中で、施設整備の拡充はますます求められてきます。

一方では、介護を在宅で希望されている方もおり、在宅介護の24時間支援体制の充実も福祉行政の基本的な政策と考えます。今後の取り組みを期待しております。さらに、本市の保健福祉が先進的な役割を果たしていくことは市長にも要請いたします。

次に、既存のサービスから漏れる体が不自由な移動困難者に対し、福祉タクシー事業の拡充を求めるものであります。

次に、生活保護受給者の実態と支援について伺います。高齢化に加え、不況も長期化し、働く世代が職につきにくくなっており、働く現役世代の受給者が増加しております。生活保護受給者は、ことしの7月時点で、全国では205万人を超え、過去最多を記録したと報道されております。貧困は、経済的困窮のみならず、心身の健康上の喪失、親類との関係の断裂など、人によってさまざまな事情が複雑に重なって生じるものです。北海道釧路市で実施している自立支援事業の特徴は、当事者の置かれた状態に合わせ、少しずつ就労への意欲、日常生活の自立、社会参加の自立への意欲を受容していく取り組みが全国的に注目されております。生活保護は、最後の個人の安全と福祉のセーフティネットであります。自立に向けた先進的な取り組みは、ぜひ研究していただくことを期待します。

その第6は、機構改革に伴う職員の体制についてであります。複雑・高度化する行政課題や緊急の課題を速やかに解決していくために、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項に基づき、本市に任期つき職員制度導入を希望するものであります。議会でも何度か発言してきた経緯がありますが、外部における専門的知識経験の有する方を任期つき職員として受け入れ、高度化する行政課題に取り組んでいただきたいものであります。市長の見解を求めます。

2点目、地域の自主性を目指す一括改正法について、第一次・第二次一括法に対する市長の見解をお伺いいたします。地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務づけ、枠づけを見直し、都道府県の権限を基礎自治体、すなわち市町村に移譲し、さらに条例制定権の拡大を目指し、第1次一括法、第2次一括法が公布されました。地方自治体、地方自治改革の中で手に入れた権限を生かし、どのように地方自治を再生し、地方の時代を開いていけるか、住民と最も身近な基礎自治体の力量が問われております。大きな視点からですが、市長の見解をお伺いいたします。

最後に、地域問題をお伺いします。

東習志野1丁目にあります習志野高校グラウンドからの防砂について伺います。

地域住民の皆様から、グラウンドからの砂風によって、雨どいの土砂の堆積と、さらに窓があげられない、洗濯物が干せないなどの苦情が寄せられております。この地域への一日も早い住民の皆様が安心して生活できるように解決を図っていただきたいと思っております。教育長の見解をお伺いするものであります。

以上で1回目の質問といたします。

◎市長(宮本泰介君) 皆さん、おはようございます。

本日から6日間の一般質問、誠心誠意、対応してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、真船和子議員の一般質問にお答えしてまいります。

なお、予算編成方針の4番と3番の地域問題については教育長よりお答え申し上げます。

それでは、市長の政治姿勢について、平成24年度予算編成方針について具体的な取り組みを伺う。まず、財政運営についてお答え申し上げます。平成24年度予算編成の取り組みとして全体的な財政見通しを申し上げますと、11月時点における各部からの概算要求見込みでは、一般財源において約13億円の収支不足の見込みとなっております。この主な要因は、歳入の根幹となる市税では、市民税において多少の持ち直しが期待できるものの、固定資産税では、評価がえの年に当たり、また東日本大震災の影響も含め減少となり、その結果、市税全体では約5億円の減少の見込みとなっております。

また、財源不足を調整するための財政調整基金は、災害復旧・復興事業のための今後の財源確保を考慮すると、基金残高は十分とは言えず、今後の財政運営を見通す中で、できる限り財源の留保をしておかなければなりません。さらには、年々増加する国保、介護、後期高齢者への対応、そして生活保護への対応といった社会保障費関連の増額は避けられない状況となっております。

加えて、臨時的・政策的経費については、現在、各部から予算要求を受けている段階であります。これらの事業に充当する一般財源が、前年度対比約8億円の増加が見込まれているため、これら歳入歳出の収支バランスは、さきに申し上げました約13億円の収支不足が生じてしまうという状況下となっております。

このため、歳入面においては、財源確保として、滞納処分の強化やコールセンターを前年に引き続き設置し、収納率の向上を図ります。あわせて、そのほかの財源確保策として、未利用市有地の有効活用に向けた取り組みを実施してまいります。歳出面においては、経常経費に充当する一般財源の予算配当に際し、長期継続契約など削減が困難な一部の経費を除き、一律3%、金額にして約1億5,000万円の削減を指示いたしました。臨時的・政策的経費につきましては、限られた財源の中で収支バランスを図るための調整として、事業の優位性、順序化により、今後、精査をしてまいります。

平成24年度予算編成に当たり、職員一人一人が本市の厳しい財政状況を認識し、経営改革プランに即した各種事務事業や施策の見直しなどを行い、効率的、効果的な財政運営による市民サービスの水準を維持しつつ、持続可能な財政運営を図るべく取り組んでまいります。

次に、復興まちづくり実施計画についてお答えいたします。3月11日に発生いたしました東日本

大震災は、本市にも、甚大な被害を及ぼしました。被害は、国道14号線以南の地域において特に激しく、液状化による住宅の傾き、下水道管の損傷、道路の損傷など、インフラの仮復旧には多くの時間がかかったところがございます。

現在では、復旧・復興に向けた取り組みがなされており、市民の皆様の日常生活において大きな障害は取り払うことができたと考えておりますが、現在でも、一般住宅の再建や災害に強いインフラ整備などは、まだ手つかずの状態であり、今後起こり得る災害への対応についてはまだまだ進んでいないのが現状でございます。こうしたことから、今後の本格的な復旧・復興の取り組みに当たり、計画的な復興を明らかにするために、復興まちづくり実施計画を作成するものでございます。

この計画は、復旧・復興に係る本年度実施いたしました事業及び今後実施する予定である事業につきまして、取りまとめをしようとするものであります。計画期間といたしましては、おおむね3年を目標としております。

しかしながら、完全なる復興、また災害に対応できるインフラの整備などは、3年という計画期間では難しいと考えております。そこで、現在、次期基本構想、基本計画の策定に着手をしておりますが、以後の計画につきましては、次期基本計画等に引き継いでいくものとしております。

本計画の概要でございますが、1点目は都市基盤の復興、2点目は住宅地の復興、3点目は、安全・安心・生活の支援として実施事業を取りまとめ、掲載することといたします。

1点目の都市基盤の復興でございますが、行政として最も費用がかかり、時間もかかり、また責任を持って対応しなければならない部分が、下水道や道路、公共施設等を含む都市基盤の復興であると考えております。これら都市基盤の復興に関する事業について掲載してまいります。

次に、2点目の住宅地の復興でございますが、基本的には一般住宅の再建に公費の投入は難しい面があると考えておりますが、行政のできる範囲での住宅地の復興に向けた支援がございました。現在、都市整備部所管のもと開催されております被災住宅地公民協働型復興検討会議より、住宅地の復興について幾つかの提案が市に対してなされるとの予定であります。この会議より提出される提案に基づく実施事業について掲載してまいります。

そして、3点目の安全・安心・生活の支援ですが、これは、既に実施している事業が多くございますが、税金や保険料の減免、医療費の免除等がございます。地震による物理的なダメージも大きく、それらを復旧するための費用も多くかかり、経済的な負担も多大なものとなっております。被災された住民の方に、少しでも役に立てるような支援について掲載してまいります。

以上が復興まちづくり実施計画の概要でございますが、震災から9カ月が過ぎようとしております。これまで復興に向けて全力で取り組んでおりますが、今後も、皆様方の御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、防災対策についてお答え申し上げます。3月11日に発生した東日本大震災における本市の災害対応においては、災害対策本部を設置し、地域防災計画を基本とする各種行動計画等に基づき対応に当たりましたが、被害の甚大さもあり、多くの課題が見受けられたことから、地域防災計画の修正を含む防災体制の抜本的な見直しを行うことにいたしました。

見直しに当たっては、災害対策基本法第42条により、市町村の地域防災計画は、国の防災基本計画や県の地域防災計画と整合性を図るものとされており、今年度予定されている国の防災基

本計画の修正状況や来年度予定されている千葉県地域防災計画の修正状況も考慮した見直しが必要であります。

見直しの方向性としたしましては、今回の教訓を踏まえ、防災対策の基本となる地域防災計画の修正を柱とし、今後、新たに発生する災害を想定した地震被害想定調査や、計画を補うための各種行動マニュアル等の修正もあわせて実施する予定であります。

この地域防災計画の修正等に係るスケジュールですが、今定例会に3カ年の継続費による補正予算を提案させていただいており、今年度は今回の震災に伴う市民の皆様や自主防災組織へのアンケート調査による課題の洗い出しを行い、平成24年度には、災害への緊急対応方針の作成や地震被害想定調査、そのほか各種行動マニュアル等を修正し、最終の平成25年度には、その内容を踏まえて、地域防災計画の修正を行い、平成25年度中には完成させて公表する予定であります。

なお、緊急対応方針や地震被害想定調査の結果、各種マニュアル等については、修正が完了した時点で、随時、市民へ公表していく予定であります。また、平成18年の修正時に女性の参画について記述しておりますが、今回の修正においても、今年度実施する東日本大震災についての市民アンケートの中で、女性からの意見を取り入れてまいります。さらに、小中学校は災害時に避難や防災活動の拠点となる重要な施設であり、文部科学省からの東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備についての提言にありますように、備蓄物質の充実、トイレ、和室等の設置といった防災機能の確保については、教育委員会と協議をし、計画に盛り込んでまいります。

次に、1つ飛びまして保健福祉行政について答弁をいたします。

私は、平成24年度予算編成方針の中で、保健福祉行政にかかわります重点事項として、待機児童対策、高齢者福祉、障害者・障害者(児)福祉等の充実及び保健医療施策の充実により、あらゆる世代が健康で笑顔で暮らせるまちづくりを推進することを掲げました。このあらゆる世代が健康で笑顔で暮らせるまちづくりは、私が掲げた7つの政策の一つであります。市民一人一人が、心身ともに健やかで、安らぎに満ちた生活を住みなれた地域社会の中で送ることはすべての市民の共通の願いであります。私は、このような健康と笑顔があふれるまちづくりを進めるためには、高齢者が元気で安心して暮らしていけること、市、民間、地域が一体となって、障害のある子を含めた子育て支援の体制強化すること、生活困難者の支援体制の充実を図ること、そして日々の健康増進の普及と介護予防や疾病の予防に努めることが重要であると考えております。これらを具現化していくための保健福祉行政の取り組みについて、以下、順を追って答弁いたします。

1点目は高齢者が元気なまちづくりに向けた取り組みであります。本市の高齢化率は、本年4月に19.25%、5年後には22.5%、10年後には23.1%となる推計をしております。このような超高齢社会を迎えて、本市では、元気な高齢者が、健康を保ち、できるだけ介護を必要とする状態とならないように、健康づくりと介護予防の施策を進めてまいります。

また同時に、高齢者が安全で安心して暮らせる地域生活支援の体制づくりを進めていく必要がございます。具体的には、高齢者見守りネットワークの構築や情報誌かわら版を活用した情報提供システムの構築といった地域との協働事業、高齢者相談員制度の充実、移動困難で閉じこもりがちな高齢者の方の外出支援を促進するためのタクシー利用補助事業など、高齢者が安全・安心に暮らせるセーフティネットの拡充の観点から優先順位をつけつつ、順次取り組んでまいりたい

と考えております。

一方で、24時間の介護が必要となった方への支援といたしまして、24年度からスタートする第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、24時間対応の定期巡回、随時対応型サービスと国有地の定期借地権制度を活用するなどの新たな手法の導入により、介護老人福祉施設130床の整備を位置づけてまいります。

2点目は、障害者(児)への支援体制と子育て支援体制の充実です。

来年度当初に開設予定の秋津新総合福祉ゾーン複合施設内には、発達障害児を含む成長上の課題を抱える子ども全般の相談機関として、ひまわり発達相談センターを新たに設置してまいります。この発達相談センターの特徴は、発達に心配のあるお子さんの相談に応じるだけでなく、一人一人の子どもたちが、それぞれの地域の保育所・幼稚園で、あるいは学校で、個々の成長に最もふさわしい環境と支援を得られるよう、保育士や教師、保護者、専門家等と連携して、支援のプログラムを立て、実行していこうとするところにございます。このような先進的な取り組みを子どもの支援に携わるさまざまな機関と地域とが協力して進めることにより、発達相談センターを子育て先進のまち、福祉のまち習志野の象徴的な存在にしていきたいと思います。

また、地域の母子保健活動におきましては、少子化が進み、地域との交流が希薄になる中で、家庭における子育て力の低下が指摘されていることから、妊娠期から子育ての時期までの個々の状況に応じた親子の支援を充実させ、育児不安の軽減や虐待の予防を推進することが強く求められているところであります。そこで、乳幼児が、心身ともに健やかに育つことができるよう、妊婦、乳幼児の健康診査や訪問指導の強化する体制をつくってまいります。

3点目は、生活困難者支援対策の推進です。

生活保護世帯数の増加に伴って、保護費は年々著しく伸びてきており、平成22年度の保護費決算額は約24億円で、10年前の平成13年度と比較して約2.3倍に膨れ上がっております。その中でも、特に医療扶助費は10億円に迫ろうとしており、被保護世帯の健康管理の支援や病状の悪化防止が喫緊の課題となっております。このような状況に対応するため、健康自立支援員として看護師を雇用し、調理実習や健康体操、ウォーキング教室等、保護対象者の方の健康づくり事業を実施してまいります。

また、就労の効果を上げるための就労支援専門員の拡充や、被保護世帯の子どもの自立に向けた高校進学を促進するための学習支援事業も進め、生活保護の常態化や連鎖をできるだけ防止する対策の強化に努めてまいります。

なお、生活保護の受給に至る前の段階で、自立のための相談や支援を受けられる、いわゆる第2のセーフティネットをさらに強化する必要について、国と地方の生活保護制度の協議の場で現在議論されておりますが、本市においても早急に取り組むべき課題であると認識しております。

4点目は、生涯を通じた健康増進の普及の取り組みです。

本市の健康づくりの総合計画である健康なまち習志野計画は、「すすんで歩くまち」、「みんながすすんで健康診査・予防接種を受けるまち」、「歯の健康に取り組むまち」、「食の健康に取り組むまち」、「笑顔であいさつしあえるまち」等の目指すべき姿が18項目ございます。平成26年度を目途に、これらの目標達成に向け、市民が主役の健康づくり、そしてみんなが連携・協働して支える健康づくりを引き続き進めてまいります。

予防接種事業につきましては、今年度から、新規予防接種事業として、ヒブ・小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンの接種を、国の臨時特例交付金を活用する中で実施しております。本市では、それぞれの予防接種対象者へ個別通知するなどの周知を図り、接種を促進しております。しかし、これらの予防接種には多額の費用を要するため、引き続き国の補助を強く要望してまいります。

以上、4点にわたって来年度予算編成に際しての保健福祉行政の方向性を申し上げます。市民一人一人が、生涯を通して、心身ともに健やかで笑顔に満ちた地域生活を送りたいという市民共通の願いを実現していくため、本市の保健福祉行政の推進に、今後とも、議員各位の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

次に、機構改革に伴う職員の体制について申し上げます。

機構改革を実施するに当たりまして、効率的な行政組織の構築とあわせて、組織を動かす職員の一人一人が大変重要であると考えております。このためには、行政は人なりという認識に立ち、行政運営における資源としての人の重要性を再認識し、時代の要請にこたえ得る人材を配置し、組織力を向上させる必要があります。現在では、行政運営におけるさまざまな場面において業務の複雑化が進んでおりますことから、業務における専門的知識経験を有する職員のニーズはますます高まっているところであり、本市においても、専門的な知識経験を有する者は確保していかなければならないと認識しているところであります。

そのための一つの方策は、真船議員より御提案のありました地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期つき職員の採用であります。任期つき職員とは、一定の任期に限り、一般職の職員として、正規職員と同様の立場で本格的業務に従事する職員であります。任期つき職員の採用は、主に次の場合に行われます。1つ目は、専門的知識経験を活用することが必要とする場合、2つ目は、一定期間内に終了が見込まれる業務に従事する場合、3つ目は、一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事する場合などであります。この任期つき職員の採用により、高度の専門的知識経験を備えた民間の人材の活用や、期間が限定される専門的な行政ニーズへの効果的な対応を図ることが可能になるものであります。

近隣市の運用状況を申し上げますと、平成22年4月1日現在、市川市では危機管理監や情報政策監等、船橋市では保健所長を、浦安市では危機管理監や国保税徴税吏員等を、佐倉市では市立美術館長を任期つき職員として採用しているところであります。本市におきましても、この任期つき職員を採用してまいりたいと考えておりますが、採用に当たりましては、法律に基づく条例の制定が必要でありますので、条例の制定について検討してまいります。

次に、大きな2番目、地域の自主性目指す一括改正法について、第一次・第二次一括法に対する市長の見解を伺う。

市長の見解についてお答えいたします。地域主権改革について、国では、地域のことは地域に住む住民がみずからの判断と責任を持って決めることのできる、活気に満ちた地域社会をつくっていくこととしております。こうした地域主権改革に関する施策を検討していくため、政府は、平成21年11月17日の閣議決定により、内閣府に地域主権戦略会議を設置いたしました。このような中、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が本年5月2日と8月30日の2回に分けて公布されました。これが、いわゆる第1次一括法、第

2次一括法と呼ばれるものであります。

まず、5月2日に公布されました第1次一括法は、地方分権改革推進計画を踏まえ、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大を行うものであり、主なものとして、介護保険法における指定地域密着型サービスに従事する従事者の員数に関する基準や、設備や運営に関する基準、公営住宅法における公営住宅の整備基準などが条例委任されております。

次に、8月30日に公布されました第2次一括法は、地域主権戦略大綱を踏まえ、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大に加え、基礎自治体へ権限移譲を行うものであり、権限移譲に対しては財源措置として地方交付税が交付される予定となっております。第2次一括法では、主なものとして、介護保険法における指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に関する基準が条例委任されております。

また、基礎自治体への権限移譲の主なものとしては、母子保健法における未熟児の訪問指導、都市計画法における区域区分、都市再開発方針等に係る都市計画決定などについて権限移譲がされております。これら権限移譲の事務処理につきましては、千葉県による個別の説明会や研修会、研修生の受け入れが予定されております。

この第1次一括法及び第2次一括法は、施行期日が3段階で設定されており、1つ、直ちに施行できるものとして公布日を期日とするもの、2つ、政省令等の整備が必要なものとして公布日から3カ月経過した日を期日とするもの、3つ、地方自治体の条例や体制整備が必要なものとして、平成24年4月1日を期日とし、一部を平成25年4月1日とするものがございます。

まず、早期に対応するものとしたしましては、平成24年4月1日を施行期日とした条例や体制整備が必要なものがあり、迅速な条例制定、円滑な権限の移譲作業を行うため、権限移譲担当、法規担当、各事業担当が連携をし、計画的な対応を進めているところであります。この一連の改正は、地方の関係を上下の関係から対等の関係へと再構築するものであり、基礎自治体としての本市には、自主判断と責任が求められる、まさに自主・自立の時代が進行しつつあります。

このような状況に対し、私は、本市の固有資産、歴史や文化等を最大限に活用し、本市の個性を発揮していく必要があると認識しており、この機会を、自治体の自由度と自立度を高め、地域の実情に応じたまちづくりを推進するチャンスととらえ、積極的な対応をとり、今後も市民に身近な行政として協働のまちづくりを推進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

済みません、答弁の訂正をさせていただきます。

まず、防災対策のところ、今年度予定されている千葉県地域防災計画と答弁いたしましたようですが、来年度の誤りでございます。

そして、保健福祉行政のところ、健康自立支援員として介護士を雇用しと答弁いたしましたが、これは発音のあれですね、看護師、介護士と聞こえてしまったようで、済みません、看護師の間違いであります。

それと、一括法のところ、介護保険福祉施設と答弁いたしましたが、介護老人福祉施設の誤りです。おわびして訂正いたします。

◎教育長(植松榮人君) おはようございます。

まず初めに、ただいま一般質問の初日の貴重な時間にもかかわらず、市議会議長賞の表彰式

をとり行っていただき、まことにありがとうございました。皆様の御厚意に心から感謝申し上げます。あわせまして、今後とも、子どもたちの文化・スポーツ活動の振興に向け、皆様からの御理解・御支援を賜れば大変ありがたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、真船議員の一般質問に対する答弁をさせていただきます。市長の政治姿勢、平成24年度予算編成方針について具体的な取り組みを伺うの4番になります、教育行政についてという御質問にお答えをさせていただきます。市長の平成24年度予算編成方針におきまして、予算編成の教育行政にかかわる重要事項として、小中学校の耐震補強対策など、安心快適な教育環境整備を推進することが示されております。

この具体的な取り組みといたしまして、3月11日の東日本大震災を受け、学校施設整備計画を見直し、従前、平成28年度完了予定の小中学校の耐震化を2年前倒しし、平成26年度までに完了させることといたしました。この計画に基づき、平成24年度は、谷津小学校、大久保東小学校、袖ヶ浦西小学校、第三中学校の耐震化工事を実施する予定としております。また、津田沼小学校の全面建てかえ工事及び東日本大震災により被災を受けました大久保小学校の体育館の補強工事も予定しております。このほか、再度、本年度中に小中学校全施設について、大地震により被災した建物の危険性を判断する、応急危険度判定士の資格を持つ職員による目視調査を行い、今回の大震災にかかわる学校施設の安全確認を行いたいと考えております。

次に、快適な教育環境整備の推進といたしましては、快適なトイレを常に保つことで、快適に学び習い、もって教育向上を図るため、平成24年度は谷津小学校のトイレの改善を図りたいと考えております。平成24年度予算編成におきましても、児童・生徒の安全・安心で快適な教育環境整備に全力を挙げて取り組むべき予算協議してまいりたいと考えております。

次に、地域問題についてであります。東習志野1丁目習志野高校グラウンド防砂整備についてという御質問にお答えをさせていただきます。習志野高等学校グラウンドの状況は、強風の時期になりますと、グラウンドから吹き上げる砂が舞い上がることから、グラウンドに水をまくなどの対応はしてまいりました。しかし、季節によっては、地面の乾きが早く、特にグラウンド北側の住宅では、家の中に砂が入り、窓をあけられないので、改善してほしいという防砂に関する要望を住民の方々から受けております。

そこで、近隣の方々に対し御迷惑をおかけしていることから、グラウンド北側住宅への砂ぼこり対策といたしまして、平成24年度予算で、防砂ネットの取り付けについて、予算協議の上、対応してまいりたいと考えております。

以上、1回目の答弁といたします。

◆15番(真船和子君) 長時間にわたる御答弁、大変にありがとうございました。

議長に申し上げます。再質問に際しまして、順序を変更して質疑させていただきたいと思っております。

まず初めに、地域問題であります。これは、今、教育長が御答弁いただきましたように、本当に東習志野地域、北側、グラウンド側に住んでいらっしゃる地域住民の方が、非常にこの暑い夏の時期、窓もあけられない状況、さまざまな苦慮した経緯から、本当にお子様たちが一生懸命活躍していることは十分承知の上でございますけれども、日常生活をする上で非常に住民の方は困っております。そういった要望から、何とか早い段階でこの砂の舞い上がる防砂に対する対応をお願い

いしてきたものであります。

今、私も調べて、全国の各学校等、グラウンド等、どういう環境が一番いいのか、生徒にとっても、また地域住民にとってもどういう環境がいいのかという視点を踏まえて調べてまいりました。1つは、やはり防砂ネットがございました。あとは、人工芝等がございました。しかし、なかなかこの人工芝に関しましては、多額な費用がかかること、そして期間がかかること、こういった視点もあり、今は緊急を要しておりますので、何とかこの早い段階で防砂ネットの対応をしていただきたい、そういう思いからきょうは質問させていただきました。

教育長の御答弁ですと、平成24年度予算で、協議の上、対応していただけると考えておりますということでもございましたけれども、何とかここは必ず実行していただけるように強く要望したいと思っておりますけれども、教育長、いかがでしょうか。

◎教育長(植松榮人君) ただいま1回目で答弁させていただきましたように、24年度の予算に計上してありますので、ここで皆さんに認めていただければ、ぜひ実施をしたいというふうに思っております。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。大いに期待をしてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、先ほど市長から長きにわたって御答弁いただきました平成24年度予算編成方針に基づく中で、何点か質問させていただきたいと思っております。

この予算編成方針は、先ほども言いましたように、議会にも、そして市民の皆様にも示されておりますけれども、この予算編成方針を見ましたときに、実は今一番この東日本大震災において、津波の影響と、もう一つ、福島県の放射線の問題がありました。大きく全国各地でとられている中で、この平成24年度の予算編成方針の中に、この環境の問題、放射線に関する問題等の対策が重点事項として入っておりませんでした。

さまざまな角度の重点事項7項目、これも重要でございます。しかし、今、市民の皆様方の不安から払拭するためには、この放射線問題もしっかり予算計上されながら対応していただきたい、そのように思うものであります。そういった意味から、この平成24年度の予算編成方針には、どのような内容を盛り込んでいかれるのか、どう対応されていかれるのか、御答弁を求めます。

◎環境部長(福島泉君) ただいま放射能問題につきまして、真船議員のほうから御質問をちょうだいいたしました。

この放射能問題に関しましては、どうも長期化しそうな様相でございます。日々の対応に苦慮している自治体がある、あるいは避難生活を余儀なくされている住民の方たちが非常に多くいる、こういった中で、こういう表現をとるのはどうかなと思っておりますけれども、幸いにしてとあえて言わせていただきますが、習志野市では、いわゆるミニホットスポットの数カ所を除きまして、高い放射線量を示す箇所は皆無でございます。

ただ、市民の皆様方の不安感をできる限り軽減するというのは、これはもう行政の使命でございますので、監視の作業は今後も継続して行いたい。したがって、来年度、専門機関のほうに委託して実施するものに関しましては、何とか予算化したいというふうに考えているところでございます。具体的には、ただいま予算編成の途中の段階でございますけれども、学校ですとか公園の空間線量の調査、あるいは下水処理施設の脱水汚泥や清掃工場の溶融飛灰等の分析調査、それ

から各学校あるいは給食センターの給食食材の分析調査、これらにつきましては専門機関への委託によって継続実施したいと、このように考えているところでございます。

なお、当然でございますけれども、学校ですとか公園の詳細ないいわゆるミニホットスポットがないかどうか、こういった調査に関しましては、直営体制で職員が業務の一環として実施してまいりましたけれども、これも継続して実施をしたいと、このように考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) では、引き続き、放射線対応の調査、そして市民の皆様への不安を払拭するための報告はしっかりお願い申し上げます。

それから、もう一点、もう皆様も御存じかと思えますけれども、去る11月22日の朝日新聞に、秋田県小坂町の処分業者が、21日、排出元自治体への焼却灰の返却計画を発表したという記事が掲載されておりました。この記事の中では、この対象となった焼却灰の排出元として習志野市のクリーンセンター、量は約21トンという記述がございました。この記事を見られて、市民の皆様から、また声が入っているのかなと思えますけれども、私のところにも、この本市から排出された焼却灰は安全なんだろうかとという心配の連絡をいただき、きょう取り上げさせていただきました。

また、この焼却灰を今後どのように対応されていくのか、本市で、返却された場合、保管場所はどうするのか、管理体制はどうしていくのか、さまざまな問題が提起されていると思えます。その点について、今後の対応についてお聞かせ願いたいと思えます。

◎環境部長(福島泉君) ただいま2項目にわたりまして御質問をちょうだいいたしました。

まず、1点目ですけれども、本市から排出されました焼却灰、こちらのほうに何か問題があったのではないかと御懸念の声がある、こういうことでございます。私ども習志野市では、7月19日に第1回の調査を実施して以降、定期的に、クリーンセンターから排出されます溶融スラブ、溶融飛灰、それから溶融メタルを対象といたしまして、専門機関に委託して調査しているというところでございます。

特に、最終処分場に埋立処理しております溶融飛灰に関しましては、国基準のキログラム当たり8,000ベクレル、これを上回ったことは一度もございません。ちなみに申し上げますと、第1回の調査結果は4,210ベクレル、それから直近の私どものほうにデータが参っております11月16日の調査分ですけれども、3,240ベクレルというふうな状況でございまして、これまで若干、検査のたびごとに増減はありますけれども、御安心いただいてもよろしい値なのかなというふうに思っております。

それから、2点目の市に戻された焼却灰についてどうするかということでございますが、まず習志野市のクリーンセンターから排出されました溶融飛灰の受け入れ先、これにつきまして若干御説明申し上げたいと思えます。本市の飛灰は、秋田県の小坂町、それから群馬県の草津町、県内の銚子市、この3カ所に搬出をしているというところでございますが、実質的には、大半が、小坂、草津の2カ所でございまして、そこで大体半分ずつくらい受け入れをしていただいていると、こういう状況でございます。

このうち、小坂町につきましては、ただいま真船議員のほうから御指摘がございましたように、過日の新聞報道にはございましたが、国の基準値を超える他市の焼却灰が搬入されてしまったと、こういった事実が判明した7月中旬以降ですけれども、すべての焼却灰を受け入れないと、こういうような事態が続いているところでございます。現地の状況をいろいろお伺いしますと、早期に再

開できるというふうな見通しも立てられないと、こういう実情でございます。一たん受け入れていただいたものではございますけれども、私どものほうから出されました20トンの飛灰につきましては、最終処分場をお持ちのほかの自治体の住民の方たちの心理、これにつきまして考えますと、すぐ別な処分場のほうに搬送するというふうなことはちょっと適切ではないのかなというふうに考えておりました、一たん私どものほうで引き取りをさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

当面は、クリーンセンターの構内におきまして、雨ざらしにならないように保管をするという考え方でございます。その後の再度の搬出に関しましては、これは慎重に対応しなければいかんだろうと、国基準を超えているというわけではございませんけれども、やはり受け入れ側、住民の方たちのお気持ちに立ちまして、住民の方たちのお立場に立ちまして、処分業者と十分に協議をした上で、今後の対応を詰めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) どうぞ対応をよろしくお願い申し上げます。また、追って、この対応状況、進捗状況については次回の議会の中で質問させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、先ほど市長から、さまざまな角度でこの平成24年度予算編成方針を協議する中、重点事項の話がございました。その中で特に私は、保健福祉行政、そして防災対策、復興まちづくり実施計画、そして教育委員会のほうの小中学校の耐震化の問題、これは喫緊の課題であるという視点から質問させていただきました。その中でどうしてもこれは、市長に、市長の御所見を聞きたい、それが1点でございます。

それは、私どもが、何度も何度も議会で子どもの命、そして女性の命、健康を守りたいという視点から、やっとこの平成23年度、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン、この3ワクチンが、ようやく定期化ではございませんけれども、基金という形をつくりながら、公的助成によって接種が可能になりました。私どもにも、多くのお母さんたちから、思春期の子どもを持つお母さんからは喜びの声が上がってきております。

調べましたところ、もし平成24年度実施するとなれば、この対象者が中学1年生になるかなと。今現在は中学1年生から高校1年生まででございますが、その段階が終わり、中学1年生、新しい中学1年生が対象になる、約753人の女子でございます。金額として、もし市町村が負担をしますと、国の負担がなく市町村で負担すると約3,000万という金額が見込まれるのかなという状況で調べさせていただきました。この753人の女子の健康を何としても守っていただきたい、そういう意味からも、市長、御所見はいかがでしょうか。厳しい所見かと思っておりますけれども、国がまだ揺れている中、基礎自治体で実行していくのは非常に厳しいと思っております。市長の御苦慮はわかりますけれども、できましたらこのワクチン接種継続をぜひ求めていきたいものでございますが、いかがでしょうか。

◎保健福祉部長(山下みち子君) 今年度より開始いたしました子宮頸がんのワクチン接種でございますが、先ほど市長が御答弁申し上げましたように、国の臨時特例交付金を活用するという状況でございます。この実施につきましては、法定のワクチン接種にするか否かということも含めまし

て国が検討中でございます。私どもといたしましては、国の検討状況を見守っていきたく、このように考えているところでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。

それでは、再度、市長に質問させていただきます、市長の政治姿勢について。

この平成24年度予算編成方針におかれましては、市長は、今回初めてこの平成24年度当初予算、私が市長となって初めて行う当初予算編成であるというふうに述べられております。この当初予算編成方針に向かって、市長が初めてでございます、市長が、どの政策に、そしてどの分野にこの宮本市長のカラーを出されているのか、その点について市長から御答弁を求めたいと思います。

◎市長(宮本泰介君) 私が初めての予算編成ということでございますけれども、先ほどの予防接種に関する御質問もそうですけれども、今私が一番やっぱり考えていることというのは、市民の皆さんの健康だとか、そういう本当に根本的なことにもう一度しっかりと光を当てて、そしてしっかりと考えていかなければならないというところでございます。

と申しますのも、東日本大震災によりまして、改めて、命あるいはきずな、住民同士のきずなの大切さ、そういうようなことが明らかとなっているわけでございますけれども、そこで改めて、教育とか福祉とか健康の分野、ここの部分をきっちりとまずすることが、これはもう市としてのイロハのイではないだろうか、このように考えました。

真船議員のほうでもおっしゃっていただいておりますけれども、今現在、非常に経済状況が悪い、そしてなおかつ大震災のこの復旧・復興に携わらなければいけないというような中で最優先とするべきは、これはもう言うまでもなく災害からの復旧・復興というこの施策であります。そのことを中心にいたしまして、先ほど申し上げました人、そこに暮らす市民の根幹にかかわること、ここについて、特に健康、教育の分野でしっかりと予算措置をしていきたい、このように考えております。

本当に私も、12年間、議員を務めさせていただきまして、そして市長となりました。皆様方が、どのような視点で市政をとらえて、それで御発言に至っているかという部分というのは、私は経験した者として重々わかっているつもりでございます。引き続き、皆様といろいろな角度からお話をさせていただきながら、まさしく共感、信頼を大切にして、そして希望のまちづくりをさせていただきたい、このように思っている所存でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。

今、市長は、教育、福祉、そして何より市民一人一人の健康、ここに重点を置き、平成24年度予算編成に臨んだという思いを伝えていただきました。また期待をして、次回にまた市長へ質問させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。

地方分権推進、この一括法の質問からさせていただきます。この一括法が推進されまして、期間が短い中、地方自治体にさまざまな角度で権限移譲されてきているものがございます。今一番この中で課題が出ている部分、これは、実は条例制定権をこちらが持っていく中で、技術的な部分、そういう能力的な部分、そういうものが必要になってきております。

そこで大きく活躍するのが法務課でございます、政策法務でございます。この対応、体制、実は問題が逆になります、本市は機構改革を今回されました。そのときに、この法務というところが

どこに行ったのか、私は見させていただきました。総務部の法務係というところになっておりました。これから地域分権推進、地域主権、みずからの地域はみずからの手でまちづくりを進めていくというこの中で、この政策法務というのは重要な課になってくると思います。その体制、整備、今の現状で十分なものなのか、今後どのように変わっていくのか、御質問させていただきたいと思ます。

◎企画政策部長(鶴岡智君) はい。お答えをさせていただきます。ただいま御質問をちょうだいいたしました地域主権改革に係る権限移譲等における政策法務の重要性と機構改革について、このことに回答させていただきます。

地域主権改革の進展により、地方自治体の条例制定権が強化されており、政策的視点から自主立法権を積極的に活用していくため、政策法務に対する取り組みの進展が求められているところでございます。本市におきましても、地域主権に対応するため、条例制定と法規の整備に係る政策法務の重要性、このことについては十分認識をしているところでございます。

一方で、限られた職員数の中で定員の適正化を推進するためには、組織を集約することで、業務を効率化し、遂行すべき業務に集中して対応できる組織体制としていく必要があります。こうした視点から、一定規模の管理、業務を集約する、このことによりまして、独立した各課に必ず生ずる庶務、管理といった共通事務につきまして効率化を図ることができる、このように考えるところでございます。

御質問の法務部門におきましても、こうした集約を図ることによりまして、管理業務等が整理・効率化されることで政策法務業務に集中できる、このような体制になると考えているところでございます。いずれにいたしましても、地方自治の本旨である最小の経費で最大の効果を上げる運営体制の構築を図る中で、今後とも一層の政策法務の強化を図ってまいりたい、このように考えるところでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。

今後、検討していただく形になってくると思ますけれども、もう一つ、この一括法を推進される中で大事な部分が、今、部長も御答弁されました確かに人員の配置、人でございます。あとはお金でございます、さまざまなものがおりてくる中で、このあともう一つ、事務事業の見直し等も入ってくる。どうしてもこの事業を行っていくには、人材、人が必要であり、そしてそこには、財源、お金が必要になってくる、こういう受け皿体制というものは今どのように進められているのか、お尋ねしたいと思ます。

◎企画政策部長(鶴岡智君) お答えをさせていただきます。第1次一括法、第2次一括法に係る義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大及び基礎自治体への権限移譲におきまして、本市で対応が必要なものは約80項目に及ぶものとなっているところでございます。重立ったものにつきましては、先ほどの市長答弁にもありましたように、介護保険法、公営住宅法、母子保健法、都市計画法などとなっており、おのおのの対応が必要となっているところでございます。現状での本市の体制といたしましては、組織での整備として、権限移譲担当、法規担当、各事業担当が連携をし、計画的な対応を進めるとともに、千葉県の総務部を中心に、千葉県の事業各課、担当課と連携について平行して行っている現状でございます。

本年9月には、第2次一括法に係る基礎自治体への権限移譲につきまして、各項目合同の説明

会へ出席しており、今後、県主催の個別の説明会や研修会、研修生の受け入れ制度等につきまして、これを活用する中で、体制を整えてまいる所存でございます。

また、人的な体制整備としましては、国や千葉県から人的な支援はないことから、市全体の定員を考慮する中で、各部局の人員配置の調整も検討しているところでございます。

このほか、財源につきましては、第2次一括法に係る基礎自治体への権限移譲に対して、適切に財源措置を講ずることも閣議決定されているところであります。基本的には、地方交付税が措置されるとの認識から、今後の動向に注視をしております。いずれにいたしましても、平成12年に地方分権一括法が施行されてから今日まで、地方の自主性及び自立性を高めるために取り組んでいるものでございますので、しっかりと対応してまいりたい、このように考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) もう一点、お伺いいたします。

今、部長のほうからも御答弁がありましたこのさまざまな権限移譲の中で、都市計画法という言葉がございました。私も一覧表は見せていただきました。この都市整備部がかかわるこの部分が非常に多く権限移譲されてまいります、と同時に、この都市計画法という部分では、今後の習志野市がまちづくりをしていく中で重要な部分にもなってまいります。そういった視点から、この人材の確保、また都市計画法はどういうものが移譲され、今どういう対応をされているのか、お尋ねしたいと思います。

◎企画政策部長(鶴岡智君) 都市計画法において、何の事務が移譲され、どのように対応するのか、この御質問に対してお答えをさせていただきます。都市計画法では、現状、県が行う事務、市が行う事務、それぞれがございます。例えば、現在、市が行っている事務といたしましては、市街化区域内にある農地等の緑地を計画的に保全するために、生産緑地地区という制度がございます。この生産緑地地区の指定や変更、そのほか地区計画の指定や変更、このようなものがございます。

一方、このたびの一括法による県からの移譲事務といたしましては、大きなものとして用途地域の変更がございます。現在、用途地域の変更する場合は、都市計画法の公告・縦覧、県の都市計画審議会における審議、その他の行政機関との調整等を行い、都市計画決定までを県が行っているところでございます。今後は、それら公告・縦覧、審議会の審議、その他機関との調整等が市の役割として移譲されてくるところでございます。

本市では、従来より行政改革に取り組む中で、職員数の削減により人件費の抑制に努めてきた結果、平成8年から比較いたしますと386人の職員数の削減に取り組んできたところでございます。こうした中で、今回の地域主権改革により、煩雑かつ重要な事務が、多数、市の事務として移譲され、職員の体制としては、大変厳しい状況になることが想定されているところでございます。

しかしながら、権限が市に移管されるということは、市民に一番身近な行政として、市民の思いを受けとめ、皆様方に心地よく住んでいただける、このようなまちづくりを進めていくことに、大きな役割を持ち、意味を持つものと考えているところでございます。今後、職員が一丸となり対応してまいりたい、このように考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。

これからだと思いますので、どうか十分に、職員の配置、人、その部分は十分考慮して行って

いただきたい、そういう思いでいっぱいでございます。

それからもう一つは、やはり国のもの、県のもので、地方自治体に事務移譲されてくるわけですので、専門的な知識を持たれた方、そういう方を国・県なり、そういう形で、今後、市に招き入れていくという手法も考えていただきたい、そのように要望させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。